

令和3年5月期 定例教育委員会会議・会議録

- ・開催日時 令和3年5月14日（金）
午前10時30分から午前11時40分まで
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館 3階 特別会議室
- ・出席者 教 育 長 村 田 明 彦
教育長職務代理者 奥 野 貞 一
委 員 多 田 謙 司
委 員 新 熊 和 彦
委 員 古 山 美 穂
- ・説明者 教育次長 森 井 克 則
学校教育室長 東 浩 朗
生涯学習室長兼
世界遺産・文化財総合管理室長 淋 信 行
学校教育室理事兼
食育・給食課長兼
学校給食センター所長 金 森 淳
学校教育課長 小 林 弘 典
社会教育課長 寺 元 正 治
陵南の森公民館長 岩 城 泰 弘
図書館課長 南 里 民 恵
スポーツ振興課長 梁 川 泰 延
- ・事務局 教育総務課長 木 村 弘 子
教育総務課主幹 芝 池 淳 子
- ・議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 教育長月次報告
 - 日程第3 議案第2号
羽曳野市立図書館協議会委員の選任について

- 日程第 4 議案第 3 号
羽曳野市立公民館運営審議会委員の選任について
- 日程第 5 議案第 4 号
羽曳野市立児童館運営委員会委員の選任について
- 日程第 6 議案第 5 号
羽曳野市立健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場条例
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6 号
令和 3 年度就学援助費一斉受付期間の延長について
- 日程第 8 議案第 7 号
羽曳野市立学校給食センター運営委員会委員の選任に
ついて
- 日程第 9 報告第 1 号
令和 3 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 4 号）
（教育委員会関係）（案）について
- 日程第 10 報告第 2 号
後援名義の使用許可について
- 日程第 11 報告第 3 号
新型コロナウイルス感染症患者の発生に伴う臨時休業に
ついて
- 日程第 12 その他
・第 76 回（第 77 回冬季）国民体育大会近畿ブロック大会
の開催について
・日程調整など

開会：午前 10 時 30 分

〔 教育長 開会の挨拶 〕

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長において、古山委員を指名しました。

日程第 2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 4 月 14 日に、万博公園にて聖火リレーが行われ、羽曳野市から 4 名の方が参加されました。
- (2) 4 月 18 日に、羽曳野市少年軟式野球連盟による第 43 回市長杯大会閉会式が行われました。
- (3) 4 月 23 日及び 5 月 7 日に、羽曳野市新型コロナウイルス感染症対策本部会議が行われました。

日程第 3 議案第 2 号

羽曳野市立図書館協議会委員の選任について

●図書館課長より、資料に基づき、羽曳野市立図書館協議会委員の選任について説明があり、承認を求めました。

《図書館課長》

現在の図書館協議会委員の任期がこの 5 月 31 日で満了となるため、委員の選任を行うものです。羽曳野市立図書館条例第 5 条第 2 項により、図書館協議会委員は、1. 学校教育及び社会教育の関係者、2. 家庭教育の向上に資する活動を行う者、3. 学識経験のある者 から教育委員会が任命することとなっています。また、同条例第 5 条第 3 項により任期は 2 年、再任は妨げないとなっており、今回選任いただく委員の任期は令和 3 年 6 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日までです。委員については、別紙「名簿（案）」のとおりです。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】 本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 4 議案第 3 号

羽曳野市立公民館運営審議会委員の選任について

●陵南の森公民館長より、資料に基づき、羽曳野市立公民館運営審議会委員の選任について説明があり、承認を求めました。

《陵南の森公民館長》

羽曳野市立公民館条例によって設置された「公民館運営審議会委員会」について、委員の任期が令和 3 年 5 月 31 日をもって満了を迎えるため、羽曳野市立公民館条例第 10 条第 2 項の規定により新たに委員を選任し委嘱するものです。委員については、別紙のとおり陵南の森公民館グループ連絡協議会関係者及び学識経験者等で総勢 9 名で、再任の方 6 名、新任の方 3 名という内訳になります。任期につきましては、令和 3 年 6 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日までの 2 年間となっております。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】 本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 5 議案第 4 号

羽曳野市立児童館運営委員会委員の選任について

●社会教育課長より、資料に基づき、羽曳野市立児童館運営委員会委員の選任について説明があり、承認を求めました。

《社会教育課長》

羽曳野市立児童館条例によって設置された「羽曳野市立児童館運営委員会」

について、委員の任期が本年5月31日をもって満了となります。

つきましては、委員を再任及び新任し、令和3年6月1日から令和5年5月31日まで委嘱するため、承認を得るものです。

委員については、別紙のとおり児童福祉関係者及び学識経験者等で総勢8名です。現在、羽曳野市内の児童館は、白鳥児童館のみであり、設置場所の関係から白鳥小学校区に密着した運営を行っています。利用児童も白鳥小学校の児童が多くを占めています。以上のことから校区内の自治会、保護者、児童育成者、児童福祉関係者、学校関係者の方々による構成となっております。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】 本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第6 議案第5号

羽曳野市立健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について

●スポーツ振興課長より、資料に基づき、羽曳野市立健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について説明があり、承認を求めました。

《スポーツ振興課長》

グラウンド・ゴルフ場については、現在、市の直営施設として、5人の職員で運営しています。それを、令和4年度からの予定で、指定管理者制度導入施設に変更するために条例を改正するというものであります。条例の改正内容ですが、基本的には、指定管理者制度に対応出来るという部分で、料金を変更したりするものではないです。「教育委員会」を「指定管理者」、「使用」を「利用」というように文言の改正になります。

《古山委員》

指定管理者制度を導入するメリットはどういうところがありますか。

《スポーツ振興課長》

一般的には、民間のノウハウを導入してより市民サービスの向上、例えば、野球やサッカーができるグレイプヒルスポーツ公園や駒ヶ谷テニスコートなど

は指定管理者制度を導入しており、スポーツに関するノウハウを導入し、様々な教室やイベント等を企画しサービスの向上を図っています。

今回グラウンド・ゴルフ場に指定管理者制度を導入していく方向ですが、南阪奈道路を挟んだ向かい側に道の駅がございます。道の駅とグラウンド・ゴルフ場を一体的に提案する方向で今検討してるんですが、そういうことをすることによって、人材を連携して有効に使うことでコスト的なメリットも一定考えられるかなということを検討させていただいております。

《多田委員》

市が管理しているのと、指定管理者で管理するのでは、コスト的にはどうなんでしょうか。

《スポーツ振興課長》

基本的な考え方では、指定管理者は公募します。市の直営で必要な光熱費であったり委託料等の維持管理費の支出と施設の使用料収入との差額を指定管理料の上限として設定し募集するということになりますので、一般的には直営施設よりもコスト的には安くなる仕組みにはなるかとは思います。

【採 決】 本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第7 議案第6号

令和3年度就学援助費一斉受付期間の延長について

●学校教育課長より、資料に基づき、令和3年度就学援助費一斉受付期間の延長について説明があり、承認を求めました。

《学校教育課長》

例年就学援助費の一斉受付期間を5月末日までとしているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年5月31日まで大阪府の緊急事態宣言が延長されたことに伴い、令和3年度就学援助費一斉受付期間を令和3年6月30日まで延長してよろしいか伺うものです。

羽曳野市就学援助規則第4条において、申請期間は5月1日から5月末日までとなっているところですが、同規則第6条において、「ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。」となっております。大阪府

において緊急事態宣言が5月末日まで延長されたことを鑑みた上で、申請期間においても5月末日から6月30日までの延長をお願いしたいと考えております。

《古山委員》

就学援助の申請について、こちらからの個別のアプローチはされていますか。

《学校教育課長》

現段階でそういう声掛けというのはいないです。

《教育長》

ある中学校は、1年生は全員、家庭訪問へ行くので、家庭訪問で学校のしおりと申請についての書類を配ります。ただ2年生、3年生はすべての家庭へ家庭訪問は行かないので、毎年それができているかということそうではないです。

《古山委員》

本当に就学援助が必要な家庭は、申請を出すこともしんどいということもあると思います。

《教育長》

福祉の方からの声掛けもしてると思います。

【採 決】 本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第8 議案第7号

羽曳野市立学校給食センター運営委員会委員の選任について

●学校教育室理事より、資料に基づき、羽曳野市立学校給食センター運営委員会委員の選任について説明があり、承認を求めました。

《学校教育室理事》

羽曳野市立学校給食センター設置条例により設置された「学校給食センター運営委員会」について、委員のうち市立小学校等のPTA代表2名の任期が、本年5月31日をもって満了となります。

については、新任の委員を、令和3年6月1日から令和4年5月31日まで委嘱するため、承認を得るものです。委員については、別紙「名簿（案）」のとおりです。

なお、4月1日付け人事異動等に伴う後任の委員については、別紙「令和3年4月1日現在名簿」のとおりですので合わせて報告いたします。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第9 報告第1号

令和3年度羽曳野市一般会計補正予算(第4号)(教育委員会関係)(案)について

●学校教育室長及び学校教育室理事、図書館課長より資料に基づき令和3年度羽曳野市一般会計補正予算(第4号)(教育委員会関係)(案)について説明と報告がありました。

《学校教育室長》【学校教育課】

歳入ですが、GIGA スクールサポーター配置促進事業補助金ということで、GIGA スクール構想が加速化している中で、学校でのICT関係をサポートするための専門家を投入していくことについて、国の1/2補助があります。それに伴う歳出として、GIGA スクールサポーター配置促進経費を計上しております。感染症対策経費につきましても、国の補助事業があり、1/2の補助となっています。感染症対策の消耗品であるとか、子どもたちの学びを止めないための経費、教職員のリモート研修費用等が対象となりますが、本市においては、1人1台導入されたタブレットを今後、家庭に持ち帰るときのケース等の購入、消毒等の消耗品を購入するための経費を計上しております。

通信環境整備経費についても、GIGAに関わって、タブレットを家庭に持ち帰ったときに、通信環境がある家庭、ない家庭があります。Wi-Fi環境ですが、やはり一定の通信速度が必要だと聞いておりますが、昨年度に3回、学校を通じて家庭にアンケート調査をしております。その結果を踏まえると、200から300という数字が出ており、そういった家庭に通信環境が整っていない可能性があるということで、ルーターについては、昨年度に200台購入しているんですが、今回さらに追加購入すると同時に通信料について、原則、家庭でお願いすることになっているんですけど、やはりどうしても環境がない家庭もあるだろうということで、その通信料として、6カ月間の50ギガバイト

の SIM カードを購入し、環境が整っていないご家庭において使っていただく
と検討しております。

校務支援システム開発委託料については、学校現場で校務支援システム、い
ろんな公簿の作成、健康簿、出席簿、教職員の出退勤管理なども組み込んだ
形で開発委託料として補正をしていきます。業者選定については、プロポー
ザルを行いまして、令和 4 年度当初に本実施できるよう検討しております。

《学校教育室理事》【食育・給食課】

ご承知の通り、給食センターの施設、設備の老朽化が著しく、安定的な学校給
食の提供に、大きな懸念があります。また、衛生面で、現状でも「学校給食衛
生管理基準」に基づき事業実施していますが、やはり、施設自体が古く、新し
い施設と比較すると衛生面のリスクは高いと言わざるを得ない状況です。

新しい施設整備には最短でも約 3 年がかかります。また、その代替に民間委託
するにしても、受託事業者の準備に最低半年はかかるとの調査結果を得ていま
す。よって、新しい施設整備までの間、今回の補正予算に債務負担を計上し、
第 1 センターの約 3,700 食分についての調理の代替として、給食調理場を持つ
民間事業者への調理業務等委託を、令和 4 年 4 月の開始に向けて着手したく考
えているものです。

補正予算の内容は、「調理業務等委託料」として、債務負担、期間を令和 3 年
度から令和 7 年度、限度額を約 8.6 億円で設定します。予算成立後、プロポー
ザルによる業者選定を実施し、令和 4 年 4 月からの委託開始を目指します。

期間・限度額の積算根拠については、債務負担の期間は、新センター整備にか
かる期間を、最短で約 3 年を要することから、限度額はその間の調理等委託の
想定食数から算出しています。

具体的契約期間は、令和 3 年 10 月から令和 7 年 8 月までの予定です。

なお、今後のスケジュール（案）ですが、施設整備には最短で約 3 年かかりま
す。なので、今年度に整備候補地の調査を行い、次年度の令和 4 年度に基本設
計から着手しますと、竣工は令和 7 年度中となります。一方、今年度、市の「公
共施設等総合管理計画アクションプラン」の見直しとされています。よって、
市の公共施設整備全体のスケジュールの中で決まることとなりますが、スケジ
ュールが決まると、自ずと施設の規模が決まります。例えば、最短スケジュー
ルの令和 7 年度中に供用開始となる場合、小学校全校分で 5,000 食規模となり
ます。その 20 年後の令和 27 年度で小中学校全校分が賄える予測となります。
新センターは、小学校全校分を賄える食数で整備したいと考えています。

《図書館課長》【図書館課】

図書館課では、現在使用しているコンピューターの図書館システムの保守期間

が令和4年3月をもって終了するため、今年度中に業者を選定し、新たなシステムを導入します。

新システムの構築費用、機器のリース料、システムと機器の保守料について、来年度から5年間かけて支払うための債務負担行為を計上します。

金額は、5年間の総額で4,264万円です。今年度中の支払いはありませんので、歳出の補正額はゼロとなります。

《教育長》

では、まず「学校教育課」の説明について質問等はございますか。

《古山委員》

校務支援システム開発委託料のタイムカードについてですが、小学校、中学校の先生だけのタイムカードですか。幼稚園はどうなっていますか。

《学校教育室長》

幼稚園は市の職員なので、市の出退勤管理システムがすでに導入されています。

《多田委員》

タブレットの持ち帰りについてですが、タブレット自体には通信機能はないんですよ。通信環境がある家庭とない家庭で、費用は、通信環境がある家庭は負担するけど、ない家庭は負担しないという、このあたりの不公平感というのは問題になっていないんですか。

《学校教育室長》

他市町村についても、対応の仕方を苦慮されているようで、将来的には、本市においても各家庭でお願いしていくというスタンスは、それに尽きると思います。ただ、どうしても教育の場で、家庭として、通信環境がない家で、その子はいいいのかということが出てきます。

《多田委員》

費用を負担してもらおうという考え方はないのかなと思ったんですね。

《学校教育室長》

それは投げかけてはいきますけれども。

《多田委員》

例えば、うちにあるけど市に費用を出してもらえるんだったら、ないと申請しておけば、となったりしないかなと。

《学校教育室長》

そういったことの発想にならないように、貸し出すルーターやSIMカード等は、タブレットに紐づけて、そのタブレットからは他のサイトにはつなぐことができないような設定にしていきます。

《教育長》

セキュリティのこともそうですし、今後、家庭で通信環境を持ってもらおうと

促進しながら、しばらくの間は、どこが費用を負担するのかという話も出てくるとは思いますが。リモート授業を進めるように言われてますけど、家庭によっては通信環境が違いますので、タブレットだけ持って帰っても何もできない、その不公平感が出てきますし。

《多田委員》

リモートの授業は進んでいるんですか。

《学校教育室長》

緊急事態宣言の発令中、羽曳野市で取り組んでいるのは、新型コロナウイルス感染症に関わって出席停止等になった児童生徒を対象として、4月30日より「授業ライブ配信」を実施しています。

Googleのクラスルームで、限定されたクラスの中だけで見ることもできるものです。

ライブ配信を見るにあたっては、家庭に通信環境があること、保護者、本人が希望しているか、ということが条件となります。

すべての授業は流せないで、午前中の普通教室での授業のみの実施としています。

リモート授業は、授業日数としては認められていませんが、子どもたちの学びを少しでも止めないためのものです。

《古山委員》

SIMカードの購入のことですが、文房具の一環として捉えて、SIMカードもルーターも全員が必要なものですということにして、困った人が就学援助費の方でというのは。

《学校教育室長》

南河内地区でも、就学援助費に入れる形で考えている自治体もあると聞いています。ただ、就学援助制度の中に盛り込んでも、その費用として使ってもらえるか、結局、家庭のお金になってくるので。そこで、保護者の方がSIMカードを揃えてくれなかったら、子どもにしわ寄せがいくことになります。行政として渡してますよと言えるのかもしれませんが、学校と子どもの関係性の中では、そこは課題として残っています。

将来的には、タブレット自体も文房具という風になっていかないと各自治体の財政負担も厳しいものがあると思います。ただ、今始まったばかりなので、なんとも言えませんが。

《教育長》

今、ライブ配信していく中で、課題を見つけて、次のステップアップをしようかということで考えています。

やはり不公平感というのはあります。通信環境がないところには映像も映らないというのはありますし、そこが本当に平等なのかといわれると、まだ課題はあります。でも、寄せられた感想の中には、黒板の端の字が見にくいという

意見もありましたが、あとは、声が聞こえたりもするので、教室の雰囲気分かる、と活用してもらっている保護者や子どもたちからは、いい話が出ています。

《教育長》

では、次に「食育・給食課」の説明にご質問等ございますか。

《多田委員》

新センターというのは、今までも議論がありましたが、結局どういう方向で進めていくのですか。

《学校教育室理事》

新センターを整備するということが前提です。

《多田委員》

新センターは、今の場所に改築するんですか。

《学校教育室理事》

別の場所を検討しています。

《多田委員》

今後は業務委託ですという提供方法は、検討されたんですか。

《学校教育室理事》

永続的にということですか。

施設を整備するという方向性と民間委託をする方向性とのコストを比較した場合、他市において構想されているのを見ましたら、整備するにはイニシャルがとても高く、最初にお金がすごくかかってランニングは下がる、委託の方は、イニシャルはないですが、最初からランニングがずっと高い。それが、だいたい25年から30年のスパンで追いつき逆転していくという検討がされているところが見受けられます。それと、府内の自治体で小学校給食を完全民営委託しているところはないんです。なので、選択としては、基本は小学校給食については、今と同様のセンター方式での施設の整備というのを考えています。その中で、食数について、中学校給食のこともございまして、どのぐらいの食数で整備するのかという考え方の中で、建物が構造上、40年から50年存在するものですから、スケジュールで言いましたとおり、最初に小学校の全部を賄える5,000食程度を整備しましたら、小学生がどんどん減ってきますので、耐用年数のちょうど真ん中ぐらいで、中学校の方も全部賄えるような人口予測になっていきます。なので、建物の耐用年数からいくと、当市の小学校と中学校とがうまく全員喫食にセンターで賄えるようなスケジュールが組めるのかな

と、それがコスト的にも一番効率的なのかなと考えております。なので、中学校給食の全員喫食はいつから始めるのか、まだはつきり決まっておりませんが、そこは民間委託でやっていき、センターで賄えるようになったときにセンター方式にというのが本市にとっては一番いいのかなという考えを今のところしております。

《教育長》

民間委託の方が安くできると思われがちですけど、長い期間で見ると、それが逆転してしまう、もうひとつ大きいのは、学校給食という考え方をしたときに、様々な問題点が起こります。大阪府下の小学校において、完全民間委託はないという説明がありましたが、全国的にみてもゼロです。今後出てくるかもしれませんが、現時点では、完全に民間委託している市町村はゼロなので、学校給食の在り方を考えたときに当然だと思います。例えば、衛生管理にしても調理の指導にしても、アレルギー対応にしても、離れた施設で調理されていて、調理で何かあったとき等に、誰が指導するのかと、対応ができない、という安全面を考えるとやはり施設だけでももっておかないと、今そういう方向で検討しています。

《学校教育室理事》

今回、この予算を6月議会に上程していく中で、施設整備を考えておりますという説明をさせていただき、この予算が議決されるかどうか分かりませんが、承認されたら次へ進めるということになります。

《教育長》

では、次に「図書館課」の説明にご質問等ございますか。

《各委員意見・質問なし》

日程第10 報告第2号

後援名義の使用許可について

- 教育総務課長より教育長において専決した継続分の後援名義の使用許可について説明と報告がありました。

《教育総務課長》

前回の教育委員会議以降に専決処分を行ったもの3件になります。

1件目は、専決日令和3年4月20日、団体名は「はびきの女声コーラス」です。2件目は、専決日令和3年5月7日、団体名は「大阪府生活協同組合連合会」です。3件目は、専決日令和3年5月12日、団体名は「日本書道芸術院」です。いずれも、後援名義使用許可実績のある団体、事業です。

《各委員意見・質問なし》

日程第11 報告第3号

新型コロナウイルス感染症患者の発生に伴う臨時休業について

●学校教育室長より、新型コロナウイルス感染症患者の発生に伴う臨時休業について説明と報告がありました。

《学校教育室長》

令和3年4月12日（月）、高鷲北小学校に在籍する児童について、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されました。そのため、当該校について4月13日（火）を臨時休業としました。

令和3年4月15日（木）、高鷲中学校に在籍する生徒について、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されました。そのため、当該校について4月16日（金）を臨時休業としました。

令和3年4月26日（月）、河原城中学校に在籍する教職員について、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されました。そのため、当該校について4月27日（火）を臨時休業としました。また、疫学調査の結果濃厚接触者が特定されましたので、翌4月28日（水）も臨時休業としました。

いずれの場合も、保健所による疫学調査（濃厚接触者を特定するための調査）への協力や、通常の消毒作業に加えて、再度施設の消毒を徹底して実施するとともに、児童生徒及び職員の健康観察を実施しました。

また、「市内学校園において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応についての行動指針（令和3年度版）」ですが、昨年度も指針を定めておりましたが、2月19日付け文部科学省からの通知によって方針等も変わってきておりますので、令和3年度版の指針を定め、その行動指針に基づき対応しております。

日程第 12 その他

- (1) スポーツ振興課長より、第 76 回（第 77 回冬季）国民体育大会近畿ブロック大会の開催について説明がありました。
- (2) 事務局より、今後の日程について連絡がありました。

教育長より次回の 6 月定例教育委員会議を、6 月 25 日（金）に予定することを通知しました。

〔 教育長 閉会の挨拶 〕

閉会：午前 11 時 40 分